

基本構想 施策の大綱（案）の修正

変更後	変更前
<p>1 住民とともに進めるまちづくり</p> <p>(1) 人づくり（略）</p> <p>(2) 地域づくり</p> <p>行政情報の積極的な公表など、「芦屋町住民参画まちづくり条例」に基づき、あらゆる分野において行政と住民との協働のまちづくりに取り組みます。また、住民一人ひとりが<u>地域課題に対する関心を高めるとともに、</u>コミュニティを形成する一員であることの自覚を高め、地域における連帯意識を深めます。さらに、自治区活動や各種団体活動への支援に取り組むことで住民同士のコミュニケーションを促進し、暮らしやすい地域づくりを進めます。</p> <p>2～7（略）</p>	<p>1 住民とともに進めるまちづくり</p> <p>(1) 人づくり（略）</p> <p>(2) 地域づくり</p> <p>行政情報の積極的な公表など、「芦屋町住民参画まちづくり条例」に基づき、あらゆる分野において行政と住民との協働のまちづくりに取り組みます。また、住民一人ひとりがコミュニティを形成する一員であることの自覚を高め、地域における連帯意識を深めます。さらに、自治区活動や各種団体活動への支援に取り組むことで住民同士のコミュニケーションを促進し、暮らしやすい地域づくりを進めます。</p> <p>2～7（略）</p>